雇用関係助成金活用セミナー

２０２２年６月２７日

社会保険労務士　大城　貴子（おおしろ社労士事務所）

公益社団法人北那覇法人会

グッジョブ相談ステーション

本日の次第

Ⅰ.助成金

1.助成金を申請する為の準備

2.助成金最新情報

3.活用しやすい助成金（概要）

１.助成金を申請する為の準備

助成金の特長（メリット）

１．返済の必要がない。 ⟷ 融資は返済の必要あり

２．用途に制限がない。 ⟷ 補助金は用途制限あり

３．受給要件に該当すれば受給される。

⟷ 補助金は公募制で審査あり

４．人事労務管理面の整備ができる。

５．粗利１００％の収益

６．企業の信用度が上がる

助成金受給に必要なこと

１．雇用保険の適用事業所であること

２．出勤簿、賃金台帳、雇用契約書、就業規則など、法律で作成が義務付けられている帳簿を備えていること

３．前々年度より前の年度の労働保険料に滞納がないこと

４．過去３年間に助成金の不正受給がないこと

５．一定期間（雇入れ前６ヶ月～助成金の支給対象期間中）に解雇者又は全労働者の６％（その数が３人以下の場合は３人）の特定受給資格者がいないこと

６．ハローワークを通した採用であること（雇入れ助成金）

７．経理帳簿を備えていること（設備投資の助成金）

助成金受給までの流れ

各種助成金は、労働者の職業の安定に資するために、失業の予防、雇用機会の増大、雇用状態の是正、労働者の能力開発等を図る目的で支給されます。
（ハローワークインターネットサービスより）

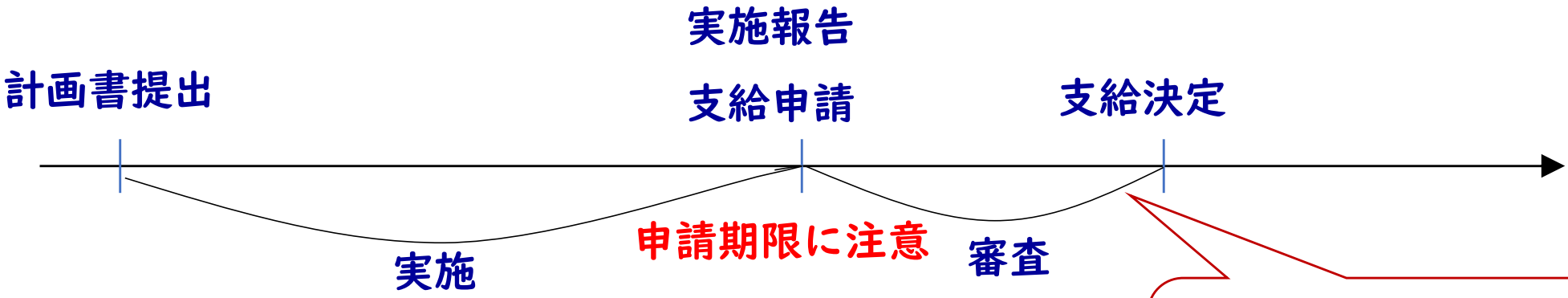

・勤務時間を適正に管理、給与を支給していること
　例）残業代等

・雇用契約を交わしていること

・解雇者を出していないこと等

提出書類（必須）

・タイムカード

・賃金台帳

計画実施の審査に加え、労働法に関する法令遵守も審査対象！

お金がもらえるまで長い～

助成金申請の前提

助成金申請の為には
法を遵守していること！が
大前提。

・受給要件を満たしているか、不正なく実施されているか労働局審査の上支給決定となるため、不支給になるケースもあります。

不支給になった事例

□雇入れ日と雇用保険の取得日が違う
□雇用契約と実際の勤務実態に相違がある
□過去に従業員を解雇したことがある
□残業代を（悪意で）法定通りに支払っていなかった
□就業規則どおりに雇用されていない
□最低賃金（792円/時）を下回っていた
□労働者名簿、出勤簿、賃金台帳が整備されない
□不正受給が行なわれた

など

2. 助成金最新情報

令和４年度の助成金のうごき

☑働き方改革の推進

☑新型コロナウイルス感染症の影響を救済

- 事業主等の押印又は署名が原則不要
- 事業活動縮小による従業員の休業に対する支援！
- 働き方改革関連が増えてる！
- 生産性要件向上に該当すると金額ＵＰ！

労働生産性とは

働き方改革すると、助成金額が増額になる！！

働き方改革には労働生産性向上が不可欠！

生産性＝産出（Output）／投入（Input）

労働生産性とは ＝ 労働による成果（付加価値） ／ 労働投入量（従業員数 or 時間あたりの労働量）

生産性要件とは

次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成金の割増等を行います。

○助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、
- その３年度前に比べて**６％以上伸びていること**　または、
- その３年度前に比べて**１％以上（6%未満）伸びている**こと（※）

（※）この場合、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていること

☞「事業性評価」とは、都道府県労働局が、助成金を申請する事業所の承諾を得た上で、事業の見立て（市場での成長性、競争優位性、事業特性及び経営資源・強み等）を与信取引等のある金融機関に照会させていただき、その回答を参考にして、割増支給の判断を行うものです。
　なお、「与信取引」とは、金融機関から借入を受けている場合の他に、借入残高がなくとも、借入限度額（借入の際の設定上限金額）が設定されている場合等も該当します。

☞「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値（※）}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

※　付加価値とは、企業の場合、営業利益＋人件費＋減価償却費＋動産・不動産賃借料＋租税公課、の式で算定されますが、企業会計基準を用いることができない事業所については、管轄の都道府県労働局にお問い合わせください。

●なお、生産性の算定要素である「人件費」について、「従業員給与」のみを算定することとし、**役員報酬等は含めない**こととしています。

共通要領　様式第2号（H30.1）

生産性要件算定シート

生産性の算定対象となる企業名・支店名等	沖縄商事株式会社		
申請事業所名	沖縄商事株式会社	事業所番号	1234-567890-1

項目		勘定科目	A Bの3年前年度（ H25 年度）Aの会計期間 25 年 4 月～26 年 3 月	B 直近年度（ H28 年度）Bの会計期間 28 年 4 月～29 年 3 月
	①人件費	給料手当	118,000,000	139,032,000
		賞与	49,000,000	57,700,000
		通勤費	2,750,000	2,600,000
		法定福利費	13,100,000	14,273,000
		福利厚生費	18,500,000	2,139,000
		（製）給料手当	32,100,000	35,600,000
		（製）賞与	5,500,000	5,710,000
		（製）通勤費	1,200,000	1,200,000
		（製）法定福利費	9,700,000	9,800,000
		（製）福利厚生費	300,000	290,000
	②減価償却費	減価償却費	3,330,000	3,330,000
		（製）減価償却費	3,240,000	3,240,000
	③動産・不動産賃借料	地代家賃	4,530,000	4,530,000
		賃借料	347,000	347,000
		（製）地代家賃	4,590,000	4,590,000
		（製）賃借料	240,000	240,000
	④租税公課	租税公課	3,330,000	3,330,000
		（製）租税公課	213,000	213,000
	⑤営業利益	営業利益	9,500,000	13,560,000
(1) 付加価値［＝①～⑤計］（円）			279,470,000	301,724,000
(2) 雇用保険被保険者数（人）			59	60
(3) 生産性［＝(1)／(2)］（円）			4,736,780	5,028,733
(4) 生産性の伸び［＝((3)B－(3)A)／(3)A］（%）			6.1%	

(5) 生産性の向上に効果があった事業主の取り組み	従業員の能力開発に取り組むことに加え、〇〇設備の導入により業務の効率性を高める効果があった。

（注）裏面の留意事項をよくお読み下さい。助成金の申請に当たっては、①～⑤に相当する勘定科目の額が表示された損益計算書や総勘定元帳などの会計書類を添付して下さい。

３．活用しやすい助成金（概要）

本日案内する助成金

本日は概要と改正のポイントを解説します

１．特定求職者雇用開発助成金
２．トライアル雇用助成金
３．キャリアアップ助成金
４．正規雇用化サポート・企業応援事業
５．沖縄県正社員雇用拡大助成金
６．人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）
７．働き方改革推進支援助成金
８．両立支援等助成金
９．業務改善助成金
１０．雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金
１１．沖縄県雇用継続助成金
１２．新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
１３．小学校休業等対応支援金・給付金

Ⅰ．特定求職者雇用開発助成金

★特定就職困難者コース

【内容】

高齢者、障害者や母子家庭の母(父)などの就職が困難な人をハローワークなどの紹介により雇い入れたとき

【受給要件】

①雇用保険の適用事業主

②就職困難者（別表参照）をハローワーク又は無料・有料職業紹介事業者の紹介により、新たに継続して雇用する労働者として雇い入れること

③対象となる労働者の雇い入れの前後６ヶ月に、会社都合で解雇等していないこと

④適正な雇用管理（雇用契約書、出勤簿、タイムカード、賃金台帳の整備）が行われていること

Ⅰ．特定求職者雇用開発助成金

＜支　給　額＞

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が、支給対象期（６か月）ごとに支給されます。

※（　）内は中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間です。

【短時間労働者以外】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	**60（50）万円**	１年	30万円　×　２期 （ 25万円　×　２期 ）
身体・知的障害者	**120（50）万円**	２年（１年）	30万円　×　４期 （ 25万円　×　２期 ）
重度障害者等（重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者）	**240（100）万円**	３年 （１年６か月）	40万円　×　６期 （ 33万円※×　３期 ） ※第３期の支給額は34万円

【短時間労働者】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	**40（30）万円**	１年	20万円　×　２期 （ 15万円　×　２期 ）
障害者	**80（30）万円**	２年（１年）	20万円　×　４期 （ 15万円　×　２期 ）

※１ 対象労働者は、雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の方に限ります。
※２ 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。
※３ 中小企業とは、業種ごとに下表に該当するものをいいます。

Ⅰ．特定求職者雇用開発助成金

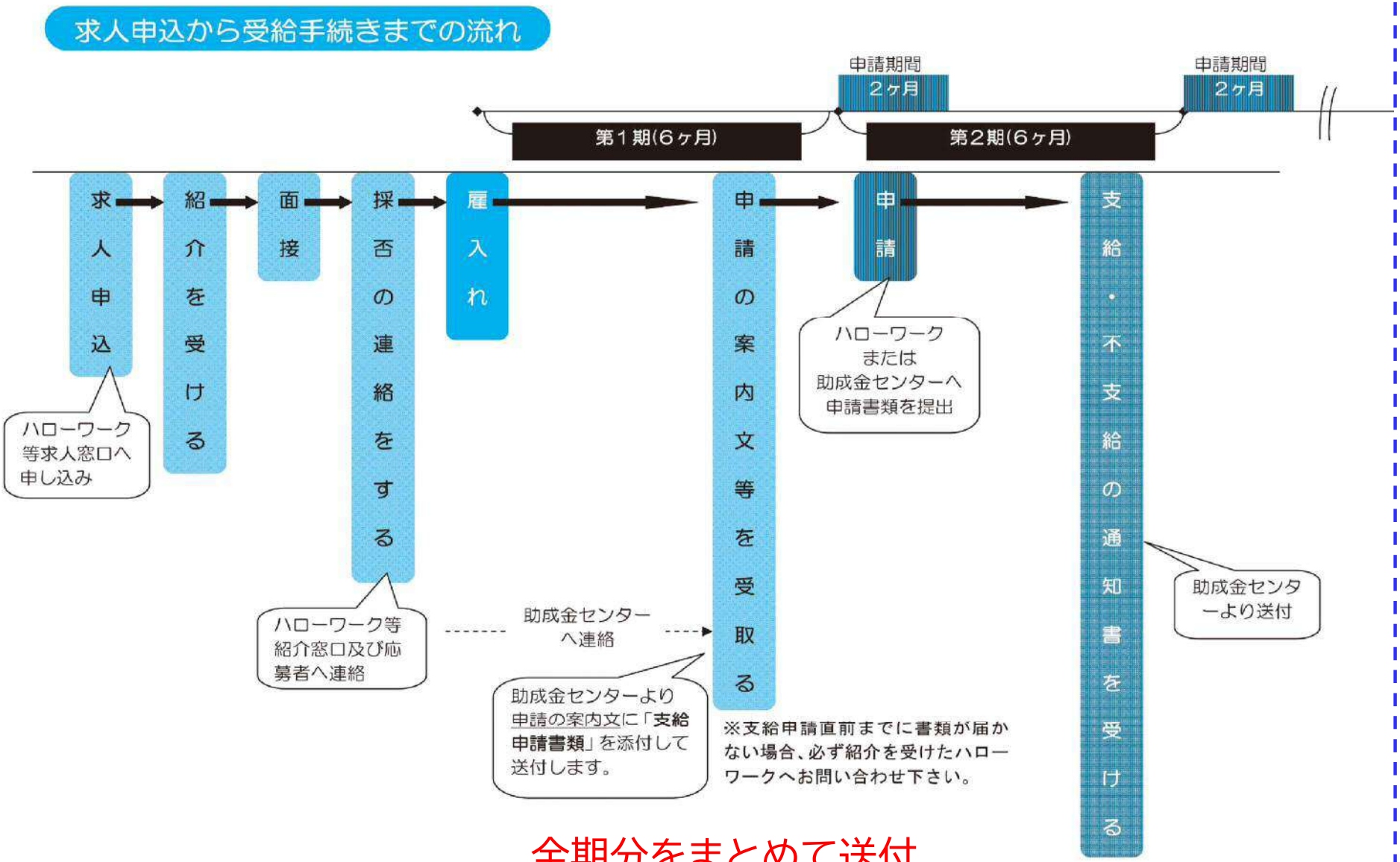

全期分をまとめて送付

申請先：沖縄労働局・助成金センター　電話　098-868-1606

２．トライアル雇用助成金

★一般トライアル雇用コース

【内容】

職業経験、技能の少ない求職者を試しに雇用してみようと考えたとき　⇒企業側と労働者側が、相互に適性を判断し、両者合意の後、本採用になる事を目的としている

【対象労働者】

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

① 紹介日の前日から過去２年以内に、２回以上離職や転職を繰り返している
② 紹介日の前日時点で、離職している期間が１年を超えている※1
③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業※2に就いていない期間が１年を超えている
④ 55歳未満で、ハローワーク等で担当者制による個別支援を受けている
⑤ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※3

※１ パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと
※２ 期間の定めのない労働契約を締結し、１週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること
※３ 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者

① 紹介日において、離職している　※「離職」にはシフト制労働者等のシフトが減少した場合等も含みます。
② 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している

２．トライアル雇用助成金

【助成金額】

	一般トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース（※１）	新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース（※３）
支給額（月額）	**最大４万円**（※２） （最長３か月）	**最大2.5万円**（※４） （最長３か月）

【申請の流れ】

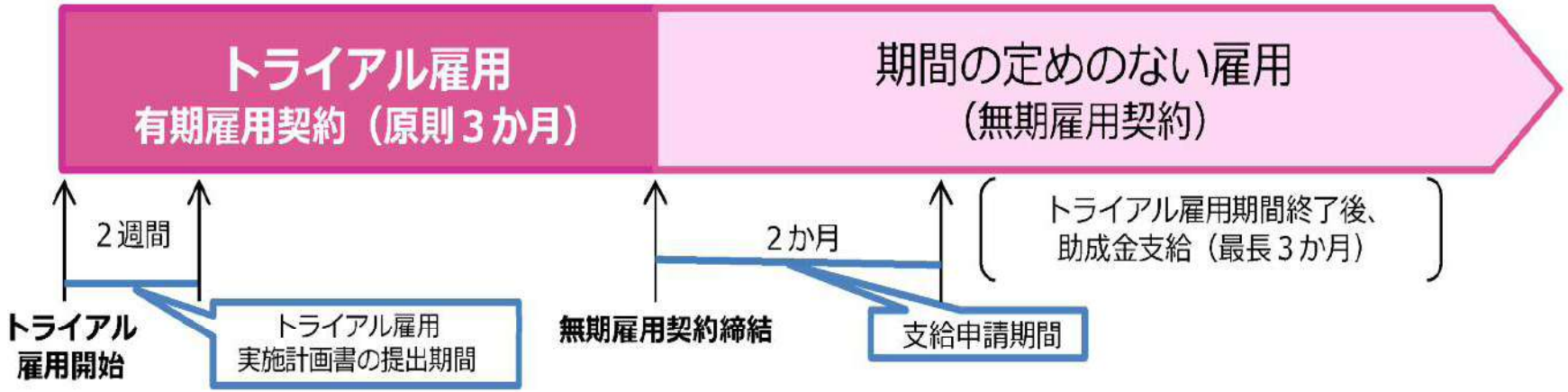

※トライアル雇用開始日から２週間以内に、対象者を紹介したハローワークに実施計画書を提出してください。
※実施計画書を提出する際は、雇用契約書など労働条件が確認できる書類を添付してください。
※助成金を受給するためには、トライアル雇用終了日の翌日から起算して２か月以内に、事業所を管轄するハローワークまたは労働局に支給申請書を提出する必要があります。申請期限を過ぎると助成金を受給できなくなりますので、ご注意ください。
※トライアル雇用の途中で無期雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合は、支給申請期間も変わりますので、速やかに紹介を受けたハローワークへ連絡してください。

申請先：沖縄労働局・助成金センター　電話　098-868-1606

３．キャリアアップ助成金

【内容】
有期契約労働者等（非正規雇用者）の処遇を改善したとき

【コース名】
① 正社員化コース
② 賃金規定等改定コース
③ 賃金規定等共通化コース
④ 諸手当制度共通化コース
⑤ 選択的適用拡大導入時処遇改善コース
⑥ 短時間労働者労働時間延長コース

１０人未満であっても
就業規則が必要

３．キャリアアップ助成金（正社員化コース）

活用のポイント！（概要）

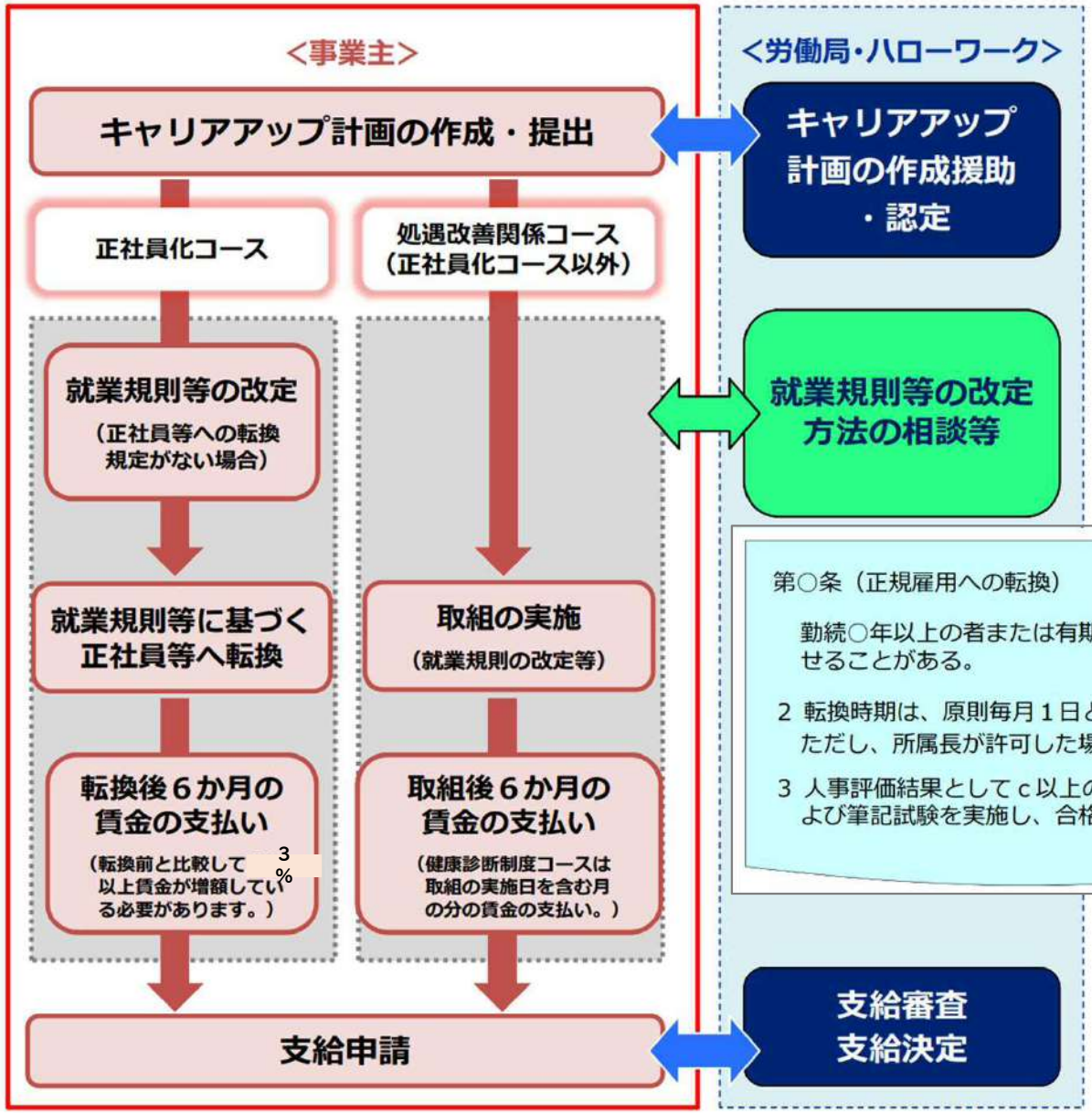

対象労働者

・雇用されて６か月以上３年以内の有期雇用労働者
・正社員とすることを約束して雇用した有期雇用労働者は対象外

正社員転換制度の規定例

第○条（正規雇用への転換）

勤続○年以上の者または有期実習型訓練修了者で、本人が希望する場合は、正規雇用に転換させることがある。

2 転換時期は、原則毎月１日とする。
ただし、所属長が許可した場合はこの限りではない。

3 人事評価結果としてｃ以上の評価を得ている者または所属長の推薦がある者に対し、面接および筆記試験を実施し、合格した場合について転換することとする。

申請先：沖縄労働局・助成金センター
電話　098-868-1606

他にも要件ありますので詳細は厚労省HPから確認ください！！

３．キャリアアップ助成金（正社員化コース）

令和４年10月１日以降に転換または直接雇用を実施する場合は、支給要件が変更となります

正規雇用労働者定義の変更

9/30まで	同一の事業所内の正規雇用労働者に適用される就業規則が適用されている労働者 ※止社員待遇が適用されていない止規雇用労働者としての試用期間中の者は、止規雇用労働者から除く
10/1以降	同一の事業所内の正規雇用労働者に適用される就業規則が適用されている労働者 **ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限る** **※正規雇用労働者としての試用期間中の者は、正規雇用労働者から除く**

・**「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」のある正規雇用労働者**への転換が必要となります。

対象となる労働者要件の変更

※p.15①ウ、エ、オに該当する場合を除く

9/30まで	雇用される期間が通算p.16※1して６か月以上の有期雇用労働者p.16※2または無期雇用労働者として雇用される期間が６か月以上の無期雇用労働者
10/1以降	**賃金の額または計算方法が「正規雇用労働者と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を**６か月以上受けて雇用している有期または無期雇用労働者 例）契約社員と正規雇用労働者とで異なる賃金規定(基本給の多寡や昇給幅の違い)などが適用されるケース

・**「正規雇用労働者と異なる雇用区分の就業規則等」が適用されている非正規雇用労働者**の正社員転換が必要となります。

キャリアアップ助成金パンフレットより

４．正規雇用化サポート・企業応援事業

非正規雇用従業員の正規雇用化を図る県内の事業所（法人）が、従業員のスキル習得や資格取得等を目的に、県外（国内）または県内の研修地で従業員研修を行う際の旅費、宿泊費の一部を助成します。

【助成内容】

助成対象期間：研修開始～翌年1月３１日まで

助成金対象事業：県内外で行う連続した5日以上の研修事業

助成対象経費：宿泊費、旅費（通勤費は除く）　※限度額あり

助成額：対象経費の3/4（限度額は下記の通り）

研修期間	5日以上～1ケ月未満	1ケ月以上～2ケ月未満	2ケ月以上～3ケ月未満	3ケ月以上～4ケ月未満	4ケ月以上
助成限度額（一人あたり）	100,000	150,000	200,000	250,000	300,000

【主な要件等】

・雇用保険適用事業所設置届を県内に提出している法人

・雇用期間6ケ月以上の非正規雇用従業員を正社員に転換すること

・正社員登用制度が明記された就業規則等があること

※詳しくは要綱、要綱細則をご確認ください。

申請先：沖縄県中小企業診断士協会　電話　098-917-0011

５．沖縄県正社員雇用拡大助成金

助成額　：　１人あたり30万円（１社につき３人まで可能）

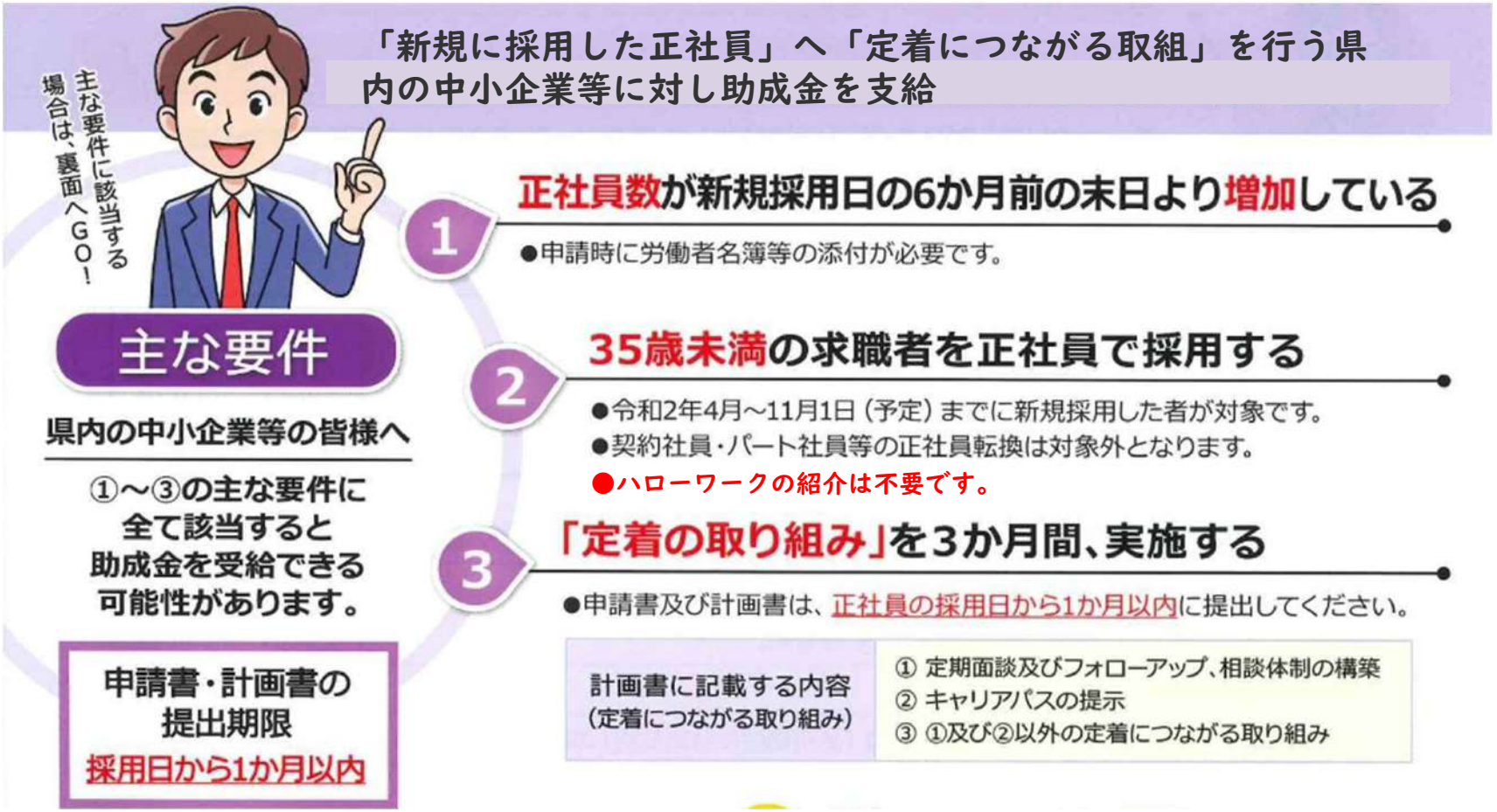

申請先：
沖縄県中小企業診断士協会
電話　098-917-0111

６．人材開発支援助成金

【内容】

雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成

【コース名】

① 特定訓練コース
② 一般訓練コース
③ 教育訓練給付付与コース
④ 特別育成訓練コース
⑤ 建設労働者認定訓練コース
⑥ 建設労働者技能自習コース
⑦ 障害者職業能力開発コース

６．人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）

有期契約労働者に対して正社員転換又は処遇改善を目的として、
計画に沿って訓練を実施した場合に賃金と訓練にかかった経費の一部を助成

有期実習型訓練

ジョブ・カードを作成し、ジョブ・カード作成アドバイザー等（※）による面接（キャリアコンサルティング）を受けて訓練の必要性について確認を受ける

1　訓練計画届の提出

訓練開始日の１か月前までに管轄労働局かハローワークへ提出し、労働局長の確認を受ける

計画に沿って訓練を実施

計画を変更するときは？

2　計画変更届の提出

3　支給申請

訓練終了後２か月以内に管轄労働局へ提出

労働局の審査を経て支給

申請先：沖縄労働局・助成金センター
電話　098-868-1606

有期実習型訓練

◆**ジョブ・カードを活用**する短期の訓練

◆訓練期間：
２～６か月

◆訓練時間数：
・**６月あたり425時間以上**
・OJTの時間数が全体の訓練時間数の**１～９割**
（Off-JTは20時間以上）

助成金額

OFF-JT

賃金助成

1人1時間当たり
760円〈960円〉
（475円〈600円〉）

経費助成

1人当たり　実費
（訓練時間に応じて下表①**の額を上限）**　※訓練修了者を正社員等に転換した場合は下表②の額を上限

OJT

実施助成

1人1コースあたり
10万＜13万＞
（9万＜12万＞）

◆**経費助成は、訓練時間**に応じて**次の額を上限としています。**

訓練時間	①	②
20時間以上100時間未満	**10万円（7万円）**	**15万円（10万円）**
100時間以上200時間未満	**20万円（15万円）**	**30万円（20万円）**
200時間以上	**30万円（20万円）**	**50万円（30万円）**

◆支給限度額は１事業所あたり1,000万円です。

７．働き方改革推進支援助成金

労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進等に向けた環境整備などに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成。

■労働時間短縮・年休促進コース※交付申請書の締切2022/11/30まで

（支給要件）以下のいずれかに取り組む

月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減、特別休暇の整備、時間単位の年休の整備

（助成率）費用の３／４（条件により４／５）　、※助成上限額：最大150万円（賃上げ上乗せあり）

■勤務間インターバル導入コース※交付申請書の締切2022/11/30まで

（支給要件）新しく９時間以上の勤務間インターバル制度導入を導入等

（助成率）費用の３／４（条件により４／５）　、※助成上限額：最大１００万円（賃上げ上乗せあり）

■労働時間適正管理推進コース（新設）※交付申請書の締切１１/３０まで

（支給要件）

・新たに勤怠、賃金計算などをリンクさせたＩＴシステムを用いた時間管理方法を採用する。

・労務管理書類の５年間保存について就業規則などに規定する。

・労働時間適正把握にかかる研修を実施する。

（助成率）費用の３／４（条件により４／５）　※助成上限額：最大100万円（賃上げ上乗せあり）

上記３コースで対象となる費用は、

就業規則作成、変更　、労務管理担当者・労働者への研修、外部専門家のコンサルティング、労務管理用機器等の導入・更新、人材確保に向けた取り組み等

申請先：沖縄労働局・助成金センター　電話　098-868-1606

８．両立支援等助成金

出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

【第１種】

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後８週間以内に開始する連続５日以上の育児休業を取得させた中小事業主に支給する。

代替要員加算：男性労働者の育児休業期間中に代替要員を新規雇用（派遣を含む）した場合

【第２種】

第１種助成金を受給した事業主が男性労働者の育児休業取得率を３年以内に30%以上上昇させた場合

第1種	育児休業取得	20万円
	代替要員加算	20万円（3人以上45万円）
第2種	育児休業取得率の30%以上上昇	1年以内達成：60万円<75万円> 2年以内達成：40万円<65万円> 3年以内達成：20万円<35万円>

※生産性要件を満たした事業主は＜　＞の額を支給。

申請先：沖縄労働局・雇用環境均等室　電話　098-868-4403

８．両立支援等助成金

育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った事業主（①～④は中小企業事業主）に支給する。

①育休取得時　②職場復帰時：「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業（３か月以上）の取得・復帰に取り組んだ場合

③業務代替支援：３か月以上の育児休業終了後、育児休業取得者が原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣を含む）又は代替する労働者への手当支給等を行い、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合

④職場復帰後支援：法を上回る子の看護休暇制度(A)や保育サービス費用補助制度(B)を導入し、労働者が職場復帰後、6ヶ月以内に一定以上利用させた場合

⑤新型コロナウイルス感染症対応特例：小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た場合

<table>
<tr><td>①育休取得時</td><td colspan="2">28.5万円<36万円></td><td rowspan="2">※①②各２回まで
（無期雇用者・有期雇用者　各１回）</td></tr>
<tr><td>②職場復帰時</td><td colspan="2">28.5万円<36万円></td></tr>
<tr><td>③業務代替支援
（１人あたり）
※10人まで</td><td colspan="3">ア　新規雇用（派遣を含む）※47.5万円<60万円>
イ　手当支給等※10万円<12万円>
※有期労働者加算9.5万円<12万円></td></tr>
<tr><td>④職場復帰後支援</td><td>28.5万円<36万円></td><td colspan="2">A 看護休暇制度 1,000円<1,200円>×時間
B 保育サービス費用　実支出額の2/3補助</td></tr>
<tr><td>⑤新型コロナウイルス
感染症対応特例</td><td colspan="3">１人あたり５万円　※10人まで（上限50万円）</td></tr>
</table>

申請先：沖縄労働局・雇用環境均等室　電話　098-868-4403

6. 両立支援等助成金

介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に支給する。

①介護休業：対象労働者が介護休業を合計５日以上取得し、復帰した場合

②介護両立支援制度：介護のための柔軟な就労形態の制度(*)を導入し、合計20日以上利用した場合（*）介護のための在宅勤務、法を上回る介護休暇、介護フレックスタイム制、介護サービス費用補助等）

③新型コロナウイルス感染症対応特例：新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために特別休暇を取得した場合

①介護休業	休業取得時 職場復帰時	28.5万円〈36万円〉
②介護両立支援制度		28.5万円〈36万円〉
③新型コロナウイルス感染症対応特例		（労働者１人あたり） ５日以上10日未満　20万円 10日以上　35万円

申請先：沖縄労働局・雇用環境均等室　電話　098-868-4403

８．両立支援等助成金

不妊治療両立支援コース

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度(*)の利用しやすい環境整備に取り組み、企業トップが制度の利用促進についての方針を労働者に周知し、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得又は利用させた中小企業事業主に支給する

(*)不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、所定外労働制限、時差出勤、短時間勤務、フレックスタイム制、テレワーク

①環境整備、休暇の取得等

・不妊治療と仕事との両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任するとともに、不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズの把握、利用可能な制度及び制度の利用を促進する旨の企業トップの方針の周知を行うこと

・両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、「不妊治療支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度を合計５日（回）以上労働者に取得又は利用させたこと

②長期休暇の加算

休暇制度を20日以上連続して取得させ、原職に復帰させ３か月以上継続勤務させた場合

①環境整備、休暇の取得等	②長期休暇の加算
28.5万円<36万円>	28.5万円<36万円>

＜＞内は、生産性要件を満たした場合の支給額

申請先：沖縄労働局・雇用環境均等室　電話　098-868-4403

６．両立支援等助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主に支給する。

・対象となる労働者
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の女性労働者（雇用保険被保険者に限る）

・対象期間等
令和３年４月１日～令和５年３月31日（注）
注：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

	支給額
対象労働者１人当たり	28.5万円 （５人まで）

※上記に加えて、上記の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を５日以上労働者に取得させた事業主に対する助成金（15万円（１回限り））を設けている（労災勘定）

申請先：沖縄労働局・雇用環境均等室　電話　098-868-4403

９．業務改善助成金

■支給の要件

1.賃金引上計画を策定すること、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定）

2.引上げ後の賃金額を支払うこと

3.生産性向上に資する機器・設備やコンサルティングの導入、人材育成・教育訓練を実施することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと

（1）単なる経費削減のための経費、（2）職場環境を改善するための経費、(3)通常の事業活動に伴う経費などは除きます。

4. 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと　など

■助成額

申請コースごとに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成（千円未満端数切捨）。 なお、申請コースごとに、助成対象事業場、引上げ額、助成率、引き上げる労働者数、助成の上限額が異なる（次頁参照）

■活用事例

POSレジシステム導入による在庫管理の短縮、特殊車両の導入による業務改善、顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化、機械設備やコンサルティングの他、人材育成・教育訓練も助成対象となる。

申請先：沖縄労働局・雇用環境均等室　電話　098-868-4403

９．業務改善助成金

助成金額

コース区分	① 引上げ額	② 引き上げる労働者数	③ 助成上限額	④助成率
30円コース	30円以上	1人	３０万円	【事業場内最低賃金900円未満】 4／5 生産性要件を満たした場合は 9／10 【事業場内最低賃金900円以上】 3／4 生産性要件を満たした場合は 4／5
		2～3人	５０万円	
		4～6人	７０万円	
		7人以上	１００万円	
45円コース	45円以上	1人	４５万円	
		2～3人	７０万円	
		4～6人	１００万円	
		7人以上	１５０万円	
60円コース	60円以上	1人	６０万円	
		2～3人	９０万円	
		4～6人	１５０万円	
		7人以上	２３０万円	
90円コース	90円以上	1人	９０万円	
		2～3人	１５０万円	
		4～6人	２７０万円	
		7人以上	４５０万円	

（1） 事業場内最低賃金の引き上げ

ⅰ）全ての労働者を新しい事業場内最低賃金以上まで引き上げる必要があります。

ⅱ）引き上げる労働者数に応じて助成上限額が変動します。(表2③)

ⅲ）事業場内最低賃金の者以外にも申請コース額以上に引き上げた場合は引上げ人数にカウントします。

<例：事業場内最低賃金９００円、３０円コースの場合>

全労働者の賃金を９３０円以上へ引き上げる必要がある。

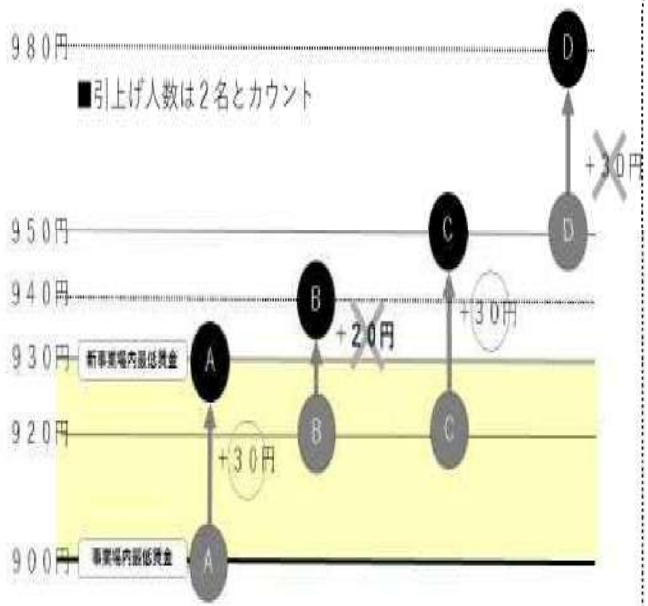

３０円コース、２名引上げとなるため、助成上限額は５０万円である。

A：引上げ人数としてカウント

B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引上げ人数としては、申請コース額（３０円）以上引き上げているCのみ対象

D：既に新事業場内最低賃金より高いので、３０円以上引き上げてもカウントしない。

-4-

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）申請マニュアルより

１０．雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金

「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」等を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成

９月まで特例延長予定

雇用調整助成金等

（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

		令和４年 ３～６月	令和４年 ７～９月
中小企業	原則的な特例措置	4/5（9/10） 9,000円	4/5（9/10） 9,000円
	地域特例（※２） 業況特例（※３）	4/5（10/10） 15,000円	4/5（10/10） 15,000円
大企業	原則的な特例措置	2/3（3/4） 9,000円	2/3（3/4） 9,000円
	地域特例（※２） 業況特例（※３）	4/5（10/10） 15,000円	4/5（10/10） 15,000円

（※１）原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和３年１月８日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

（※２）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という）において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。
※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

（※３）令和４年１月以降は、生産指標が最近３か月の月平均で前年、前々年又は３年前同期比30%以上減少の全国の事業主。なお、令和４年４月以降は毎月業況を確認している。

１０．雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金

※１ 業況特例 （特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、Aが30%以上減少している事業主

A：休業の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの３ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標
（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和３年５月から休業を実施した場合

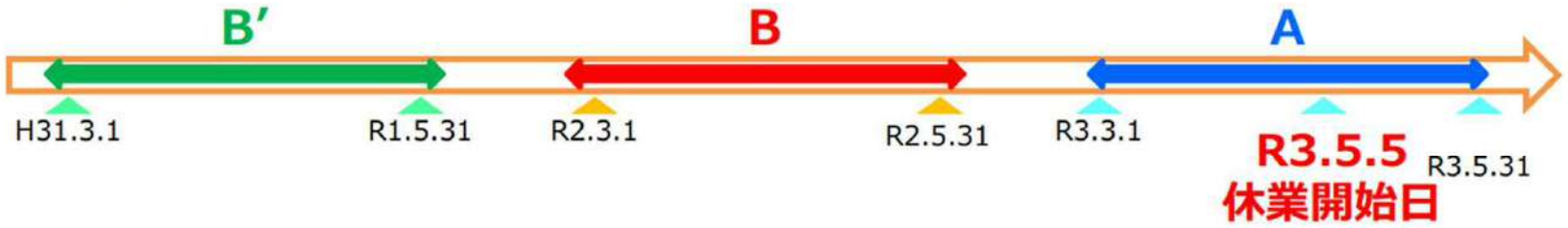

【対象となる休業等】

令和３年１月８日から６月末まで(※)の休業等（短時間休業を含む）
（※）中小企業は５月１日から６月末まで（４月末までは本特例を受けずに同様の助成が受けられます。）

１０．雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金

※２ 地域に係る特例 （営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

①緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、

②緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、

③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、

④休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）

厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

沖縄県の要請状況
https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/koho/corona/2105

申請先：沖縄労働局・雇用調整助成金相談受付窓口
電話　098-868-4013

１１．沖縄県雇用継続助成金

国（沖縄労働局長）から雇用調整助成金等を受けている事業者に対し、新型コロナウイルス感染症に対する対策として、雇用の維持並びに県内企業の負担軽減を目的として、沖縄県からも休業手当の一部を上乗せ助成

沖縄県雇用継続助成金　助成例イメージ

７月以降未定
（R4.6.10現在）

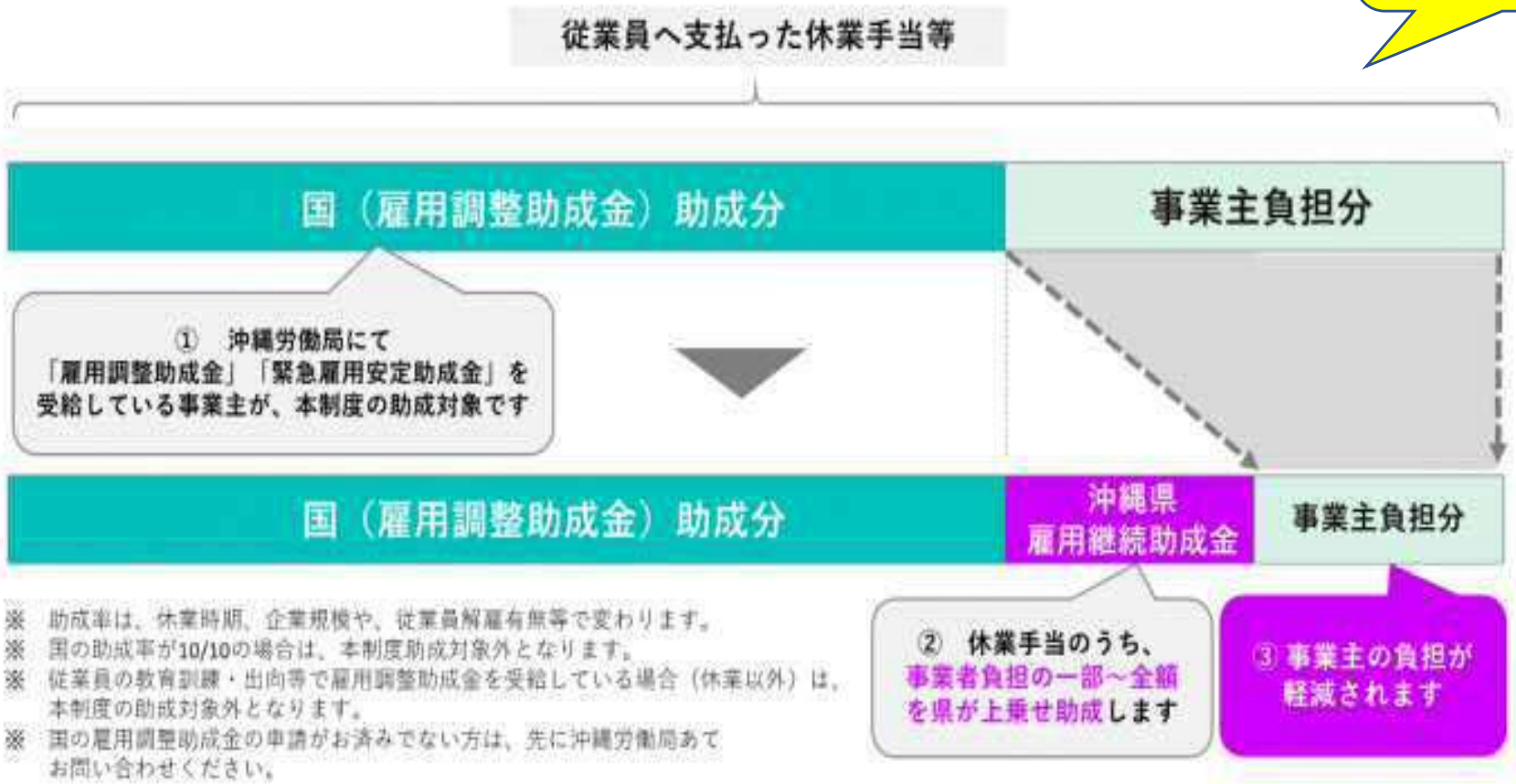

※ 助成率は、休業時期、企業規模や、従業員解雇有無等で変わります。
※ 国の助成率が10/10の場合は、本制度助成対象外となります。
※ 従業員の教育訓練・出向等で雇用調整助成金を受給している場合（休業以外）は、本制度の助成対象外となります。
※ 国の雇用調整助成金の申請がお済みでない方は、先に沖縄労働局あてお問い合わせください。

問い合わせ・申請先：
グッジョブ相談ステーション
電話
098-941-2044

１１．沖縄県雇用継続助成金

中小企業の助成率表③ 令和３年７月１日～令和４年６月３０日休業分

１　新型コロナウイルス緊急対応期間・通常の助成率

○ 従業員の解雇等あり

国　4/5 (12/15)　県 1/15　企業 2/15

○ 従業員の解雇等なし

県 1/20　企業1/20

国　9/10 (18/20)

従業員へ支払った休業手当等

支給上限
１事業所につき月額100万円

２　業況特例※1の助成率

※1 売上高等が最近３ヶ月平均で前年又は前々年同期に比べ30％以上減少している企業が対象　詳細は厚労省HP参照

○ 従業員の解雇等あり

国　4/5 (12/15)　県 1/15　企業 2/15

○ 従業員の解雇等なし

県：助成対象外　　企業：負担なし

国　10/10

従業員へ支払った休業手当等

支給上限
１事業所につき月額100万円

１２．新型コロナウィルス感染症対応休業支援金・給付金

支給対象

＜対象となる休業期間＞
令和３年10月１日から令和４年６月30日まで

＜対象者＞
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方

給付金額の算定

休業前の１日当たり平均賃金 × **80%** × (**各月の休業期間の日数** − **・就労した日数 ・労働者の事情で休んだ日数**)

１日当たり支給額
（8,265 円（令和３年12月までは9,900円）が上限※）

※緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設（飲食店等）の労働者については、令和３年10月１日～令和４年６月30日の期間において11,000円。
(対象地域等についてはP.６参照)

休業実績

・１日８時間から３時間の勤務になるなど、**時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、１日４時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象**となります。
・週５回から週３回の勤務になるなど、**月の一部分の休業も対象**となります。
（就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。）

計算方法

（申請対象となる休業開始月前６ヶ月のうち任意の３ヶ月の賃金の合計額）÷90

１２．新型コロナウィルス感染症対応休業支援金・給付金

申請対象期間及び申請期限

休業した期間	申請期限
令和３年10月～令和４年３月	令和４年６月30日（木）
令和４年４月～６月	令和４年９月30日（金）

申請に必要な書類と申請方法

オンライン、郵送の２種類あり、労働者の方から直接申請いただけます。
（事業主経由での申請も可能です。）

【必要書類】
（１）支給申請書
（２）支給要件確認書（基本的に労働者と事業主で協力して作成※）
（３）本人確認書類（免許証の写しなど）
（４）振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）
（５）休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）
（６）地域特例対象確認書（令和３年10月～令和４年６月の休業について、地域特例を受ける場合）

※　支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、労働者から申請いただくことが可能です。

○ オンライン申請される場合、６ページ「お問い合わせ」に記載の厚生労働省HP特設サイト中の申請ページにアクセスしてください。

○ 郵送申請される場合、上記書類を下記あて先に郵送してください。

〒６００－８７９９
日本郵便株式会社　京都中央郵便局留置
厚生労働省　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当　行

Ⅰ３．小学校休業等対応助成金

令和４年１月１日から同年６月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、**臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）**に通う子ども
② 新型コロナウイルスに**感染した子どもなど**、小学校などを休む必要がある子ども

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

具体的には、対象労働者１人につき、**対象労働者の日額換算賃金額※１×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。
※１　各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限額※２あり）

休暇取得期間	日額上限額※２	申請期限※３
令和４年１月１日～３月31日	令和４年１～２月：11,000円 令和４年３月：9,000円	令和４年**５月31日（火）必着**
令和４年４月１日～６月30日	9,000円	令和４年**８月31日（水）必着**

※２　申請の対象期間中（注）に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については**15,000円**。
注：事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間（申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間）

※３　令和３年８月１日～12月31日までの休暇に係る申請受付は原則として終了しています。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合（以下Ⅰ又はⅡ）は、申請期限経過後に申請することが可能（令和４年９月30日まで）です。
Ⅰ.労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
Ⅱ.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

お問い合わせはコールセンターまで

『雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、**小学校休業等対応助成金・支援金**コールセンター』
（フリーダイヤル）**0120-60-3999**　受付時間：９：00～21：00 土日・祝日含む

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

令和４年度の新設助成金

特定求職者雇用開発助成金

■成長分野・人材確保育成コース

特開金の各コース対象者を「成長分野等の業務」に従事させ、人材育成や職場定着に取り組む場合に従来コースの1.5倍の助成額を支給

・デジタル化／DX化：　ソフトウエア開発、ネットワークの設定、デジタル機器の運用管理、自社デジタル製品の営業販売、自社業務のDX化業務　など

・グリーン化／カーボンニュートラル化：　次世代太陽光電池の技術開発、バイオマス素材製品の製造業務ZEHの建設業務、電気自動車の販売業務　など

人材開発支援助成金

■人への投資促進コース

新たに5つの訓練を対象に経費や訓練期中の賃金を助成

・高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練（高度デジタル人材・高度人材を育成したい）

・情報技術分野（IT分野）認定実習併用職業訓練（IT分野未経験者を即戦力にしたい）

・自発的職業能力開発訓練（労働者の自発的な学び直しの費用を支援したい）

・長期教育訓練休暇等制度（労働者の自発的な学び直しの時間を確保したい）

・定額制訓練（オンラインの定額受け放題サービスで効率的に訓練を受けさせたい）

人材確保等支援助成金

■建設キャリアアップシステム等普及促進コース

事業主の皆様へ

助成金申請支援サービスにご注意ください！

社労士でない者の助成金の申請支援サービスによって事業主の皆様が不正受給等の法違反を問われたり詐欺被害に遭遇してしまうケースが発生しています。

事業主の皆様、助成金の申請は、社労士へお任せください。

支えます！職場の安心、企業の未来～社労士～
全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEYS ASSOCIATIONS

事業主の皆様へ

助成金に関する勧誘にご注意ください

雇用関係助成金の申請や、助成対象の診断及び受給額の無料査定をするといった記載の書面を一方的に送付（FAX）することによって助成金の活用を勧誘する業者の情報が寄せられています。

厚生労働省や労働局・ハローワークでは、このような勧誘に関与している事実はありませんので、十分に御注意ください。

※　雇用関係助成金のご案内は、以下のＵＲＬをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000145728.pdf

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

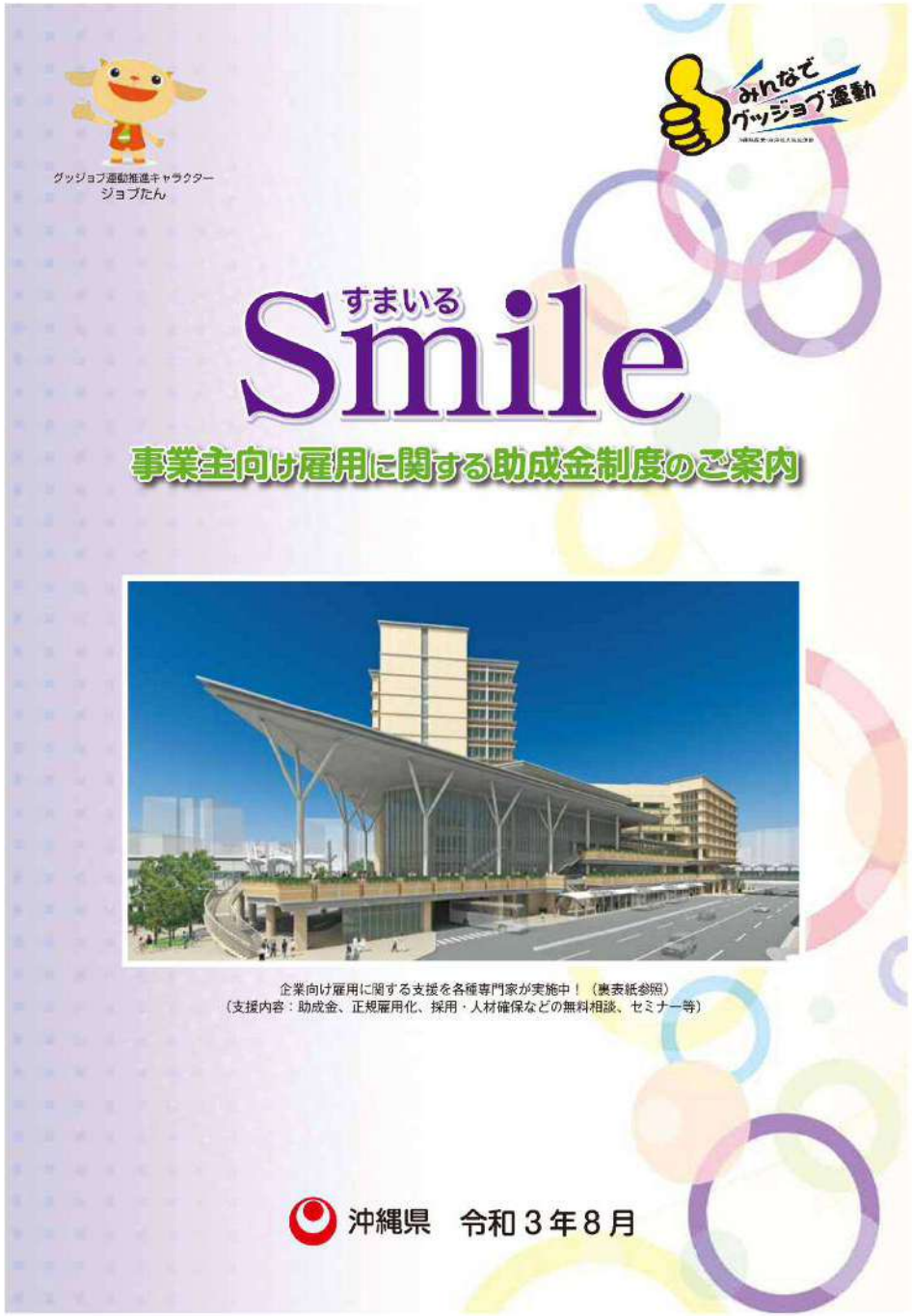
グッジョブ運動推進キャラクター
ジョブたん
みんなでグッジョブ運動
すまいる
Smile
事業主向け雇用に関する助成金制度のご案内
企業向け雇用に関する支援を各種専門家が実施中！（裏表紙参照）
（支援内容：助成金、正規雇用化、採用・人材確保などの無料相談、セミナー等）
沖縄県　令和３年８月

雇用関係
助成金、正規雇用、採用について専門家がアドバイス！
みんなでグッジョブ運動
令和3年度
事業主向け
雇用支援事業
雇用に関する相談窓口
無料
対象
法人・個人事業主・
人事給与担当者・創業予定者 等
雇用支援相談窓口
正規雇用化・採用支援相談窓口
どんな助成金があるか教えて欲しい
労働保険で使える助成金ってあるの？
助成金を活用した正社員転換について教えて欲しい
求人を出しているが応募がない
女性・男性社員に育児休業を取らせたら活用できる助成金があるの？
就業規則の見直しについてアドバイスして欲しい
外国人を雇う際にはどのような手続きが必要ですか？
初めて1人ぶりの求人で、どうしたら良いか分からない
雇用支援に関する相談
●雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の活用について
●労働管理（労働時間・賃金など）
●就業規則の見直し・作成のアドバイスなど
正規雇用化に関する相談
●キャリアアップ助成金、業務改善の助成金制度の活用し・作成
●賃金制度・評価制度の見直し
●従業員への労働条件を上げたいなど
採用支援に関する相談
●求人方法や必要な人材確保のアドバイス
●外国人の雇い方について
●雇用保険受給・給付を受ける方法の相談アドバイス
相談受付
月～金／9:00～17:00
セミナーや巡回相談も開催！
お気軽にお問い合わせください。
お問い合わせ
事業主向け雇用支援事業事務局
（グッジョブ相談ステーション）
お問い合わせは、公共交通機関をご利用の上、最寄りの事務局までお越しください
〒903-0021 那覇市仲井眞1-20-1 カフーナ首里杜A館2F
Fax：098-917-2080
E-mail：info@goodjob-station.okinawa
グッジョブ相談ステーション
Tel.098-941-2044
予約すると待ち時間がなく便利！ 電話やEメール、Zoom（要予約）での相談も可能です。
沖縄県 商工労働部 雇用政策課

ご清聴ありがとうございました。

ぜひ助成金をご活用してください！！

※本セミナーで紹介する助成金には
説明した**以外の諸要件**がございますので、
必ず確認ください。

社会保険労務士　大城貴子